

◆特集 今こそ、脱原発・反原発運動の再強化を

東海第二原発を巡る動き

―原子力発祥の地・茨城から原発ゼロに

茨城県議会議員

玉造 順一

1. はじめに

東日本大震災で運転停止して以来、関東地方で唯一の日本原子力発電（株）・東海第二原発は、再稼働していません。21年3月18日、水戸地方裁判所は、「被告（日本原電）は、東海第二発電所の原子炉を運転してはならない」という感動的な判決を下しました。この判決の背景には、再稼働を許さない地元、そして全国の市民運動のしなやかで、粘り強い活動と連携があります。

そこで、昨年の東海第二原発の主な動向を報告し、14年目を迎えた運動の課題を考えたいと思います。

2. 2024年の動き

(1) 防潮堤施工不良問題と

「安全」対策工事の工期延長

昨年8月、日本原電は、茨城県東海村にある東海第二原発の安全対策工事について、24年9月としていた完了時期を26年12月に2年余り延期すると発表しました。工事関係者による内部告発で、防潮堤の基礎部分に複数の欠陥工事があったことが明らかになったからです。そのため日本原電は、補強工事を行わざるを得なくなり、工期も延長されることとなったのですが、実は今回の完了時期延長は3回目です。日本原電が再稼働の前提となる安全対策工事計画を規制委員会から認可されたのが18年10月で、この当初案では21年3月に完了予定とされ、地元住民・自治体への説明が行われました。

しかし、20年1月に日本原電の村松衛社長が「現状として（工事の進捗が）厳しい」と、22年12月までの延期を規制委員会へ届出。さらに22年2月には、24年9月まで工期を延ばすことになり、そして今回の26年12月への変更です。



護憲・脱原発を求めるデモで「東海第二反対議連」メンバーと(水戸市)2024年5月3日、筆者は左から3人目。

成すると、実年齢48歳の老朽炉は14年間の停止期間を除いて仮想年齢34歳とし、60歳まで26年運転可能となります。その時、実年齢は74歳！建設から74年も経った危険な原発を動かす前提でのエネルギー政策に、本当にリアリティーがあるでしょうか。

また、これらの「安全」対策工事にかかる総工費は、17年に1800億円とされていましたが、22年には2350億円に修正され、現在では3000億円超になる

1978年に運転開始した東海第二原発は、今年で47年経過東日本大震災から運転停止したままですが、岸田政権時の法改正でこの停止期間は除外して法定寿命60年とされました。つまり、仮に予定通り来年工事が完

見込みと報じられています。残りの運転可能期間が26年にもかかわらず、総括原価方式で青天井に膨らむ工事費用。この巨額の工事を日本原電単体で契約する信用は得られず、公的資金投入で経営が成り立っている東京電力などが債務保証をすることで進められており、まさに私たち国民の電気代と税金をふんだんに使つての再稼働シナリオを到底容認するわけにはいきません。

(2) 広域避難計画の状況

原子力災害における避難計画は、国の防災基本計画等に基づき、原子力発電所からおおむね30キロメートルの範囲(以下、UPZとする)内の市町村が策定することになっています。東海第二原発の場合、14市町村が該当します。昨年は、日立市と大洗町が計画を策定し、合計8市町村が策定済となりました。

この広域避難計画の策定は原発再稼働の前提条件となることから、推進側は早く全市町村に策定させようと必死です。県議会では、県がリーダーシップを発揮して市町村の広域避難計画を早期に策定するよう求める自民党県議の発言がありました。

そのような政治的背景から、ここ2年間で立地自治体である東海村をはじめ、24年には日立市や大洗町が広

◆特集 今こそ、脱原発・反原発運動の再強化を



控訴審の報告集会の様子（東京・全日通会館）

域避難計画を策定し、8市町村が策定済となりました。一方で、水戸市やひたちなか市など6市町は、今なお議論を継続しています。

住民側勝訴となった水戸地裁判決は、避難計画の実効性がないことが根拠となりましたが、実は計画策定済としている市町村でも、地震や津波などの複合災害を想定

していないなど、

その実効性がない内容であることが明らかになっています。

形だけでも避難計画を早期に策定させて原発再稼働を推進したい自民党政府は、即避難ではなく屋内退避を強調するようになりしました。しかし、昨年発生した能登半島地震では地震による家屋の

倒壊が数多く見られたように、自宅や公共施設が破壊した時、どうするのかが想定されていません。

また、住民が屋内退避になった場合、命をつなぐ食料や水、電気などのインフラはどうするのかも深刻な問題であり、こうした課題を押し付けられた自治体は、そう簡単に「策定済」とできない状況です。

そもそも原発1基を動かすために、なぜ自治体が避難計画の作成を引き受けなければならないのでしょうか。例えば、米国では住民の避難計画を作るのは原発を運用する電力会社の責任です。一電力会社の儲けと民意を無視したエネルギー政策のために、自治体が苦悩せざるを得ない事態は、地方自治の観点からも異議申し立てされなければなりません。そして、この原発事故と地方自治（住民自治）の視点は、既に全国で再稼働させられている地域どうしが繋がる大きなテーマだと考えています。

3. 東海第二原発運転差止訴訟の状況

21年3月の画期的な水戸地裁判決から4年。私も原告のひとりとなっている東海第二原発運転差止訴訟は、現在、東京高裁で控訴審が進行しています。

実は、この第2審のスタートも順調ではありません

でした。第1回口頭弁論が行われようとしていた直前、23年1月25日に東京高裁は、東海第二原発の運転差止を求める控訴審を担当する部署を変更することとし、31日の口頭弁論も延期となりました。

その理由は、事件を担当することになっていた永谷典雄裁判長が、法務省勤務時代に国側の訴訟を指揮監督する立場にあり、水戸地裁の東海第二原発運転差止訴訟でも国側の主張に関与していた事実が明らかになったからです。

結果的に東京高裁が第1回口頭弁論を目の前に、「諸般の事情」を理由に担当部署変更⇨裁判長交代となりました。原告団の大石光伸共同代表は、「今回の裁判所の判断はささやかなものですが、私たちの勝利と言えると思います。これからも闘いは続きます。」との談話を発表しました。

もし裁判長の経歴が明るみに出ないまま、予定通り高裁での審理が始まっていたら…と考えるとぞつとします。とにかく、このような事実を調査し、公正な裁判を求めた弁護団に最大限の敬意を表したいと思います。

控訴審は、昨年12月25日に第5回口頭弁論が開かれました。この間、原告団をはじめ首都圏の支援者の皆さんで傍聴席を埋め、水戸地裁に続く司法の良識に期待し

ているところです。

4. 結びに

20年6月、茨城県議会に「再稼働の是非を問う県民投票条例の制定」を求めた直接請求が上程されましたが、自民、公明、国民民主の反対で否決されました。その後、この3党派は「原子力政策研究会」を立ち上げ、再稼働への政治的地ならしを進めています。

一方、東海村の阿部功志村議が代表、私が事務局長を務める超党派の「東海第二原発の再稼働に反対する茨城県自治体議員連盟」は、広域避難計画の策定作業で苦勞しているUPZ圏内市町村の状況をヒアリングして問題提起したり、国会議員でつくる「原発ゼロ・再エネ100の会」などと連携しながら、広く県民とともに再稼働を許さない活動に取り組んでいます。

東京電力福島第一原発事故から14年。その隣に位置し、わが国の原子力発祥の地である茨城県から、原発ゼロをぜひ実現したいと思います。引き続き、全国の皆様のご支援をよろしくお願いいたします。

(たまつくり じゅんいち)